

3 教健第 8 6 5 号  
令和 4 年 3 月 3 0 日

各県立学校長 様

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり感染拡大防止重点対策が令和 4 年 4 月 1 7 日（日）まで延長されることが示されました。

については、子どもたちの感染症対策と学びの保障の両立の観点から、下記のとおり「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準\*における対応を令和 4 年 4 月 1 7 日（日）までは“レベル 2”を継続しつつ“レベル 1”への移行期間とし、その上で同月 1 8 日（月）からは“レベル 1”へ移行することとします。

県内の感染状況は未だ流動的な状態であることから、引き続き感染症対策を徹底するようお願いいたします。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

\*福島県教育委員会「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル<改訂第 6 版>」P8

記

1 令和 4 年 4 月 1 日（金）から同月 1 7 日（日）まで（移行期間）

<移行期間における対応について>

- (1) 「感染リスクの高い学習活動」（部活動において実施する場合を含む。）について、適切な感染症対策を行った上で、徐々に実施すること。
- (2) 宿泊を伴う学校行事については、その教育的意義に鑑み、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすること。
- (3) 部活動における合宿、遠征等による宿泊は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とする。
- (4) 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施すること。
- (5) 移行期間中は、児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置を継続すること。 \*文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22Ver.7）P22、45～47 参照

2 令和 4 年 4 月 1 8 日（月）からの対応について

- (1) 「感染リスクの高い学習活動」（部活動において実施する場合を含む。）について、適切な感染症対策を行った上で実施すること。
- (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすること。

（事務担当	高校教育課	主幹	亀田	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9）
（	特別支援教育課	主幹	根本	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9）
（	健康教育課	主幹	鈴木	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7）